

＜レックサービス株式会社 定額保守・ネットワークサービス利用規約＞

令和2年4月1日

この利用規約(以下「本規約」という)は、レックサービス株式会社(以下「当社」という)が提供する対象機器の保守サービス(以下「保守サービス」という)とネットワーク機器の設置・取り付けサービス(以下「ネットワークサービス」という)の提供条件について定めます。なお、保守サービスは、対象機器の保守のみを行うものであり、一般電話回線 インターネット等の通信サービスを含む通信サービスの提供を行うものではありません。

第1条. 対象機器

当社は、次に定める機器(以下「対象機器」という)について本サービスを提供します。

- (1) 保守サービス……NTTビジネスホンとサクサビジネスホンの主装置と電話機 コードレス
 - (2) ネットワークサービス……当社指定の商品(ルーター・UTM・Wi-Fi機器・NASSサー・WEBカメラ・防犯カメラ)
- 当社が管理するプロバイダ 独自ドメインサービス 当社が納品したパソコンのWindowsの総合サポート

第2条. 本サービスの内容及び範囲

(1) 本サービスは、当社が取り付け設置した契約(以下「契約」という)並びに対象機器を有しているお客様に対して、本規約に基づき提供致します。

(2) 本サービスの申込にあたっては、■定額保守/ネットワークサービス料金表「利用規約に同意・承諾の上 以下の内容を申し込みます」の文言記載の書面 もしくは■リース・レンタル契約申込書兼契約書の中から何れかの書面にて契約するものとします

4.故障受付時間

(1)故障受付

平日10:00 ~ 17:30 土日祝日は除く

※故障受付は、当社が定める専用のコールセンターで行います。

(2)故障対応作業(現地作業) 平日9:00 ~ 18:00

※当社の都合等により受付・故障対応作業ができない(遅延含む)場合があることを予めご了承願います。

※故障対応作業(現地作業)においては、作業場所及び作業日時を別途協議させていただきます。

※上記記載時間以外の故障対応作業(現地作業)については、別途お客様と協議させていただきます。

5. 本サービスの利用料金の支払義務

(1)定額保守料金

お客様は、保守サービスを選択するときは、毎月の料金額として申込書に定める額を支払っていただきます。

料金やサービス内容は申し込み後にメールもしくはFAXや郵送にて通知を行います。

第3条. 本サービス利用料金の支払方法等

(1) 当社は、本サービスにかかる料金を当社が定める方法によりお客様に請求致します。なお、サービス提供開始日が月途中の場合であっても、該当月の定額保守料金を請求します。

(2) 当社は、当社が定める期日、方法により前号に定める請求額をお客様指定の口座から引き落としします。なお、支払を銀行振り込み等で行う場合、振込み等にかかる手数料はお客様負担とします。

(3) 当社は、お客様から本項第2号に定める支払期限を経過しても保守料金等の入金が確認できないときは、本サービスの提供を停止するとともに、本問題が解決しない場合は、本契約を解除する場合があります。この場合、保守料金等の減額・返還等は一切行なわないものとします。

第4条. 契約の解除

当社は、お客様に次の各号の一に定める事由が生じたときは、お客様に対する催告その他何らの手続きを行うことなく、本契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、料金の返還は行わず、契約解除に関連して当社に発生した一切の損害及び費用は、利用者の負担とします。

(1) フィッシング詐欺メールを行うもしくはその行為に加担した場合

(2) 申込にあたって、当社所定の契約申込書に事実と反する記載を行ったことが判明したとき

(3) 当社に重大な危害又は損害を及ぼしたとき

(4) お客様の信用状態に重大な変化が生じ、本契約の継続が困難と当社が判断したとき

(5) 利用者のNTT契約(他社インターネット接続含む)が、解除、利用の一時中断又は利用休止を行ったとき

(6) その他、本契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき

第5条. 中途解約

(1) お客様は、自己の都合により本契約の全部を解約することができません

第7条に定めるサービスにより契約期間中の解約には違約金がかかります

(2) 当社に解約の申し出をし、当社が当該商品を受領した日をもって

解約日とします。解約日が月途中の場合でも当該月の保守料金は、該当月の定額保守料金全額を請求します。

(3) 違約金は レンタルの場合 残月数(解約日から契約終了日までの)×利用額×89%

リースの場合 残月数×利用額と 解約損害金(おおむね利用額の3倍)がかかります

第6条. 免責事項 当社は次に定める事項について、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

(1) 対象機器に内部データが残っていたことによるお客様に発生したいかなる損害

(2) 本サービスの提供に伴うお客様のソフトウェア及びデータの損壊・消失等

(3) 天災地変、戦争・暴動・内乱、輸送機関の事故、労働争議、その他不可抗力の事由による本サービス

の提供遅滞又は不能(4) 前各号の他、当社の責に帰すべからざる事由により発生した対象機器の故障

第7条. 契約期間 当社は次に定める事項について、本契約の契約期間とします。

(1) 定額保守サービス

契約期間の定め無し 契約は設置日より7年まで(機器により10年)延長可能とします。なお、本サービスの途中解約を行なった場合の再契約は行なえません。

(2) レンタル

契約期間5年 サービス開始から6年目で解約可能とします

(3) リース

契約期間7年 サービス開始から8年目で再リースでの提供とします

第8条. その他

個別の本サービスの故障対応作業完了日から起算して1ヶ月以内に修理内容について瑕疵が発見され、当該瑕疵が当社の故意・過失に起因する場合は、当社の費用において、当該瑕疵の修補を実施するものとします。

第9条. 損害賠償

当社が本契約又は本サービスの提供に関してお客様に発生した損害を賠償する場合、その損害賠償金額の累積総額は、如何なる場合においても、本規約に特段の定めのある場合を除き、当社が既に受領した定額保守料金の直近一年分の定額保守料金の金額を超えないものとします。

第10条. 本規約の変更

当社は、必要が生じた場合は、本規約を変更することができるものとし、この場合、利用者は変更後の規定に従うものとします。当社は、本規約の内容を変更する場合は、ホームページでのお知らせによる周知します。

第11条. 紛争の解決

本サービス或いは本契約に関して、お客様と当社との間で紛争が発生した場合は、大阪地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

本規約は、平成18 年4月1日より施行します。

附 則

本規約の改正は、平成21 年4月1日より施行します。

附 則

本規約の改正は、令和 2年4月1日より施行します。